

質問回答事項

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）（近畿ブロック）

番号	質問事項	回答事項
1	<p>仕様書P.1 4.事業内容 (1)森林所有者への通知、許諾の取得について、「近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し、調査許諾を得るとともにアンケート結果の集計を行うこと。」となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の業務についてのマニュアル及びアンケート様式等はありませんでしょうか。あるようでしたらご提示いただけますと幸いです。 	<p>現時点ではアンケートの様式等は定まっておりませんが、A4用紙1枚に数問程度の間（基本的に選択式）があるアンケートを契約後にお示しする方針です。</p>
2	<p>仕様書P.2 4.事業内容 (2).民有林に関する調査 ア.現地調査の実施について、「なお、①で痕跡が確認できなかった場合は、③を省略することができる。」と、1990年以降の施業痕跡が確認できなかった場合、標準地調査を省略できるといった内容となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記変更により、施業痕跡確認のための踏査は、過年度調査以上の作業量を想定していますでしょうか。もしくは過年度調査と同等の作業を想定しておりますでしょうか。 ・施業痕跡が1990年以降のものであるか否かを判断できるマニュアル等がありますでしょうか。あるようでしたらご提示いただけますと幸いです。 ・現地調査の際、施業痕跡が1990年以降のものであるか否かを判断できなかった場合は、標準地調査を実施する想定でよろしいでしょうか。 	<p>施業痕跡の状況確認に係る踏査は過年度調査と同等であり、伐根の腐朽度や年輪調査等により確認することとします。</p> <p>契約後、過年度に同一小班を調査した際の情報をお渡しするので参考にしていただきつつ、現地調査で施業痕跡が1990年以降か否か判断できなかった場合は標準値調査を実施してください。</p> <p>作業の詳細は林野庁HPに掲載の調査マニュアル (https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/ondanka_zigyo.html) を参考にしてください。</p>